

感謝状を贈呈

寄贈—原田國男氏
勉学支援—山田長満氏

11月2日、神田キャンパスで原田國男、山田長満(おさみつ)両氏に感謝状の贈呈が行われた。

今村力三郎第5代総長の「芻言(すうげん)」(毛筆版1冊、謄写版1冊)を寄贈していただいた東京高等裁判所判事、原田國男氏に対して、日高義博学長が感謝状と記念品を贈呈し、「今村訴訟記録の調査・研究の促進に寄与させていただきます」と謝意を表した。

本学留学生と日本人学生との交流を目的に20年にわたりボウリング大会を開催、また山田奨学金による留学生への経済支援、専大ベンチャービジネスコンテストの審査員を務めるなど、本学学生の勉学支援に貢献多大な山田長満氏(会計事務所所長他)に対しては、長年、国際交流センター長を務めた出牛正芳理事長から感謝状と記念品が贈られた。



原田氏に感謝状を贈呈する日高学長



感謝状を手にする山田氏を中央に学長(右)、理事長

ベトナム国大、ラオス国大副学長らが本学を訪問

国際交流協定校であるベトナム国立大学ハノイ校のPham Quang Hung副学長、ベトナム中小企業協会のNguyen Cong Tan会長(元副首相)、ラオス国立大学のTuyen Dongvan国際担当副学長ら9人が11月11日、生田キャンパスを訪れた。

ベトナム国立大関係者は、本学留学中の同大学生の案内でキャンパス見学を行い、ラオス国立大関係者は、飯沼健子経済学部助教授担当の海外特別研修Ⅱのクラスを見学し、今夏、ラオスを訪れた学生と懇談した。

出牛理事長、日高学長と会見後、ベトナム中小企業協会会長らは社会知性開発研究センター／中小企業研究センターの小口登良商学部教授、大西勝明同教授、黒瀬直宏同教授、徳田賢二経済学部教授と、ラオス国立大関係者は、大林守国際交流センター長と意見交換を行った。



来学したベトナム、ラオスの方たちと、日高学長、飯沼助教授らが意見交換

【寄稿】銀行法改正 来年4月に「銀行代理店」解禁

住宅展示場や自動車販売店 その場でローンOK 預金取り扱い 大学も活用か

商学部教授・小藤康夫



銀行法改正案が国会を通過し、来年4月から「銀行代理店」が解禁されることになった。

いままでは銀行の100%子会社しか、銀行からの委託を受けて預金や融資などの仲介を行う銀行代理店業務が営めなかった。それを一般企業にも解禁するのが、今回の銀行法改正の中身である。

例えば、スーパーや百貨店、家電量販店や旅行会社、そして自動車販売店や住宅販売会社などでも銀行サービスが受けられるようになる。

すでにコンビニエンスストアなどに設置されているATMは銀行による個人向けサービスの多くを提供しているが、それは預金の出し入れや送金、カードローンしか認められていない。新制度のもとではこれらのサービスのほか、預金口座の開設や個人向けローンもできるようになる。ただし、法人向けローンは認められていない。

住宅販売展示場や自動車販売店が銀行代理店になれば、その場で住宅ローンや自動車ローンが申し込める。いまの制度ではわざわざ銀行の支店に出向き、手続きを済ませなければならないので、ローン利用者にとって大変便利なものになるであろう。



旅行会社の場合には外貨預金や両替もでき、海外旅行者にとって一層便利になる。大学も銀行代理店を活用する可能性があり、在校生や卒業生に向けたサービスが期待される。

スーパーなどの流通業界では、銀行サービスが店舗内のカウンターで受けられる銀行代理店を具体的に検討しているところも現れている。これにより消費者の利便性が高まるとともに、スーパーの売り上げも高まっていくであろう。

一部のスーパーでは銀行の有人ミニ店舗が設置されているが、新しく導入される銀行代理店ではスーパーの正社員が銀行業務を行ったり、銀行から手数料が受け取れる。そのことが従来のミニ店舗と銀行代理店の相違点としてあげられる。

そのため、スーパーは銀行代理店の導入にあたって、社員に銀行業務を覚え込ませることから発生する教育コストの負担を考慮しながら銀行代理店の設置を検討しなければならない。また、カウンタースペースを割くことで発生する減収分を補うだけの手数料が銀行から得られるかについても十分検討しなければならない。

したがって、銀行代理店の導入は利便性だけでなく、コスト面も考えていく必要があるため、流通業者のなかには消極的なところもでてくるだろう。それでも、金融庁はすべての業種を対象に、500社程度の参入を見込んでいるようである。

抱き合わせ販売など禁止

こうした銀行代理店の進出に際して、最も心配されるのは融資を取り次ぐ見返りに商品購入を迫る抱き合わせ販売や、取引の多い顧客に対して優越的な融資を行うことである。しかし、これらは禁止されている。

また、適切な業務が確実に運営されるように銀行代理店の参入は許可制としている。銀行本体による業務指導が義務付けられ、銀行代理店が取り次ぐ融資の判断はあくまでも銀行が行い、顧客に生じた損害も

銀行自身が賠償責任を負うことになっている。

規制緩和の流れのなかで生み出された銀行代理店は消費者に利便性を高め、一般企業に個人取引の拡大をもたらす。それと同時に銀行にとってもメリットが大きいであろう。店舗を新たに開設したり、経営統合などしなくても、安いコストで銀行代理店が支店代わりとして機能できるからである。

とりわけ、地方に支店が少ないメガバンクにとって、銀行代理店は全国の未開拓の領域に攻勢をかける有益な手段となる。全国規模のスーパーと大手銀行が提携すれば、一気に地方銀行をはじめとする地域金融機関の領域に営業活動を仕掛けることができる。もちろん、その対抗策として地域金融機関も何らかの動きに転じていくと思われる。

銀行代理店という規制緩和策は金融再編を引き起こすきっかけともなり、これから地域金融機関同士の提携や大手銀行の系列化といった新しい動きも見られるであろう。

(こふじ・やすお) = 商学部教授。主な担当は金融論、金融サービスなど。

「専修人の新しい本」

「個の主体性尊重のマネジメント」

馬場杉夫 著

「企業は人なり」と言われるが、現実には、人を活かしていないケースが多く見られる。本書は、「どうすれば人を活かせるか」という問いに答えた研究書である。著者は、現在の人的資源管理の課題を明らかにし、人的資源の特性、戦略実現における人的資源の役割から、従業員のパフォーマンス向上の概念モデルを構築した。

更に、このモデルを日本企業にあてはめ終身雇用、年功序列から、個の主体性尊重のマネジメントへの転換を提唱する。これらを丁寧なインタビュー・サーベイと、10年に及ぶ日本の上場製造業へのアンケート調査により実証している。(白桃書房・本体3100円＋税)



著者(ばば・すぎお)＝経営学部教授。担当は経営管理総論。

「米国統治下沖縄の社会と法」

中野育男 著

沖縄は、太平洋戦争末期の沖縄戦における日本軍の玉砕によりアメリカの統治下に置かれた。一九四五年から五二年までは戦時国際法に基づく軍政が敷かれ、その後七二年まではサンフランシスコ平和条約の下でアメリカの民政が行われた。統治の根拠は異なるものの、合わせて二十七年間に及ぶアメリカの沖縄統治は、沖縄の住民に日本本土とは違った戦後の歩みを強いることになった。本書はこの歳月の間に沖縄の人々が経験した社会生活に着目し、日々の暮らしと社会制度の変遷を踏まえて、その根拠となった法令の形成過程と実際の機能を明らかにしている。(専大出版局・本体3200円＋税)



著者(なかの・いくお)＝商学部教授。担当は労働法。

「論文答案作成教室 法律的文章を書くコツ」

杉山博亮 著

「文章」は法律の世界ではきわめて重要な意味を持っている。弁護士業務のほか、大学や法科大学院で授業を担当し、司法試験予備校で教えた経験もある著者は、多くの学生や受験生の文章に接する中で、「書く訓練が不足している」と感じていた。

本書は「法律的文章」の上達方法を「受験新報」に掲載していたものを加筆・修正したもの。「なぜ書けないのか」のパートでは、法学部教育と法律的文章の書き方の関係にも触れている。(法学書院・本体1700円＋税)



著者(すぎやま・ひろあき)＝弁護士。法科大学院客員教授。